

※ この手引きの内容を熟読し、船橋等の見やすい場所に備えて下さい。

横浜港入出港の手引き

令和5年9月

航行安全対策協議会

関東運輸局
横浜海上保安部
横浜市港湾局

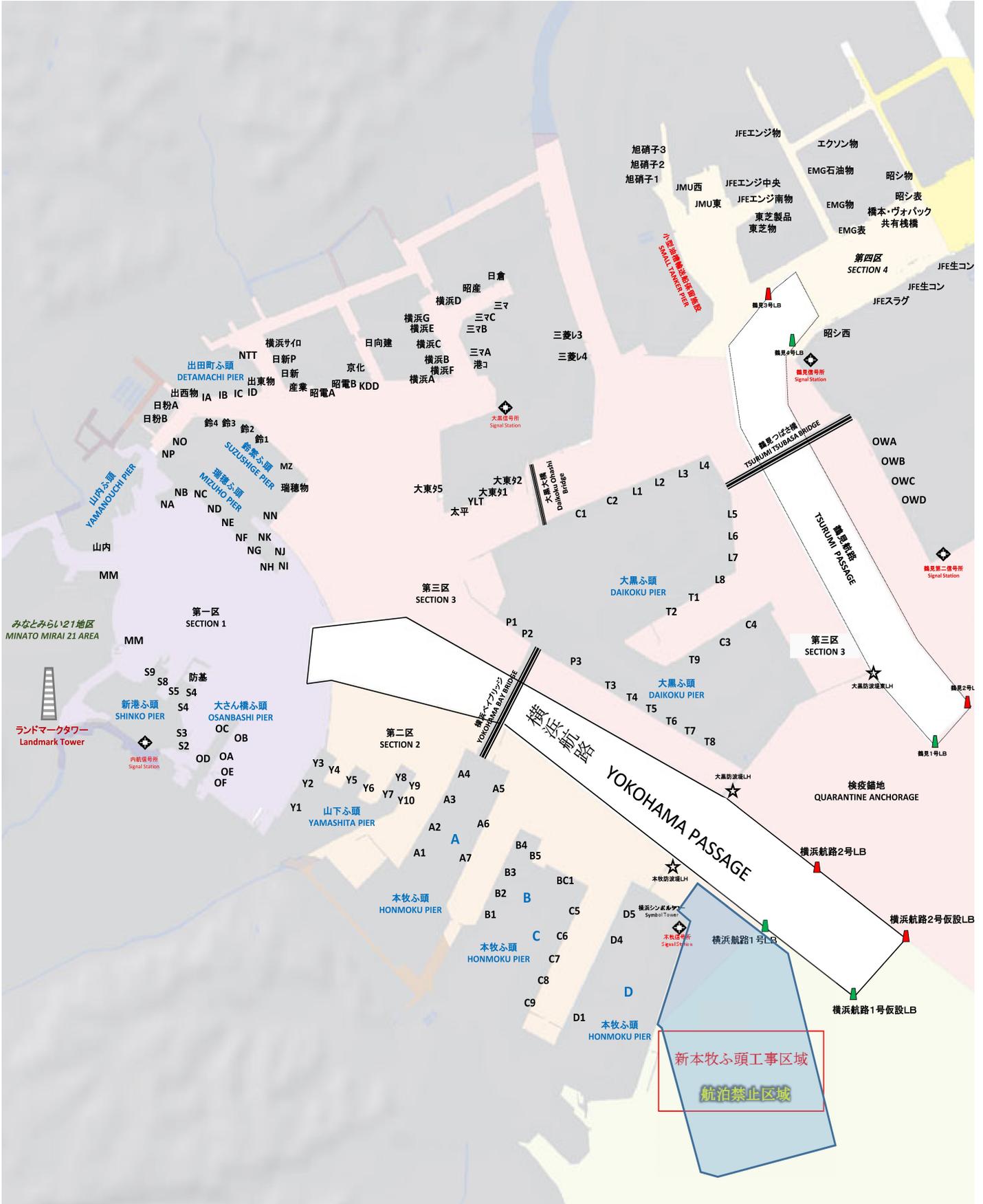
目 次

横浜港のバース位置図.....	2
はじめに	3
1 水先人の要請とタグボート及び綱取りボートの配備	3
2 国際 VHF の聴守と連絡	4
3 海図の整備	6
4 港則法及び同施行規則（横浜港に関する内容を一部抜粋）	6
5 航法に関する法令の遵守	10
6 錨地.....	12
7 タグボートの使用	15
8 進路表示	20
9 航路管制（横浜航路、鶴見航路）	20
(1) 横浜航路の管制信号	20
(2) 鶴見航路の管制信号	21
10 横浜航路から入港する船舶の順番	22
11 着岸及びけい留等に関する注意事項	26
12 京浜港における走錨に起因する事故防止対策について.....	28

※参考資料

- ・ 根岸湾運航調整に関する確認事項（ガイドライン）
- ・ 南本牧ふ頭運航調整に関する確認事項（ガイドライン）

横浜港のバース位置図



横浜港入出港の手引き

はじめに

令和元年 11 月 11 日から新本牧ふ頭整備工事が開始され、**指定錨地が一部改編**されておりますので、錨地を利用する船舶につきましては、事前に錨地の確認をお願いします。

また、横浜港へ入出港する船舶は、この手引きを熟読され、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）その他関係法規を遵守するとともに、各変更内容に留意のうえ、他船の航行に充分注意して船舶の安全航行に御協力願います。

※この手引きは、横浜航路又は鶴見航路、若しくは両航路を経由して横浜港に入出港する船舶を対象としています。

1 水先人の要請とタグボート及び綱取りボートの配備

- (1) 総トン数 **10,000 トン以上の船舶**（**危険物積載船**※については、**総トン数 300 トン以上の外国船舶及び国際航海に従事する日本船舶、並びに総トン数 1,000 トン以上の外航船以外の日本船舶**）の船長は、「水先人」を乗り込ませなければならない。

※「危険物積載船（P3）」参照

- (2) 総トン数 10,000 トン未満の船舶（危険物積載船については、総トン数 300 トン未満の外国船舶及び国際航海に従事する日本船舶、並びに総トン数 1,000 トン未満の外航船以外の日本船舶）の船長は、「水先人」を必要に応じて要請すること。

（特に輻輳する時間帯（0600～0900、1600～1800）に入出港する船舶の船長は、必要に応じて要請すること。）

- (3) 水先人が乗船しない船舶の船長は、「タグボート」「綱取りボート」をできる限り要請すること。

特に、強風に圧流され、港湾施設への接触や他船の航行を妨げる等の事案が発生していることから、最新の気象情報を把握するとともに、代理店又はターミナルオペレーターの助言に従って、適切に「タグボート」を要請すること。

※ なお、各コンテナターミナルでは、ターミナルごとの基準を定めていますので、代理店又はターミナルオペレーターに確認してください。

- (4) 水先人が乗船しない船舶で、入港経験が過去 1 年間に 2 回未満（入出港で 4 回）の船長は、「タグボート」を要請すること。

◇ 本項目（1）から（4）までの対象船舶は、横浜航路又は鶴見航路、若しくは両航路を経由して入港する船舶です。

◇ 当日のタグボートの要請には、タグボート会社が対応できない場合があります。

◇ 水先人を要請せず入港する船舶の船長は、本紙に記載されている事項を遵守するとともに、港湾管理者、船会社及び船舶代理店等から入港経験を問われた場合には申告する必要があります。

◇ 横浜航路からの入港が集中する 7 時 30 分からの入航時間帯については、原則として「水先人が乗船する船舶」を優先します。なお、横浜航路の入航時間帯に入航できる船舶の隻数に制限があります。入港を希望しても入航できない場合があります。

※ 危険物積載船（水先法施行規則第 1 条の 3）

- ① 危険物積載船とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する火薬類、高压ガス、引火性液体類及び有機過酸化化合物であって次の各号に掲げるものとする。

- ア 火薬類（その数量が、爆薬にあつては 80 トン以上）
 - イ ばら積みの高圧ガスで引火性のもの
 - ウ ばら積みの引火性液体類
 - エ 有機過酸化物（その数量が 200 トン以上であるものに限る。）
- ② 前項の火薬類、高圧ガス、引火性液体類及び有機過酸化物には、船舶に積載しているこれらの物で当該船舶の使用に供するものは含まないものとする。
- ③ 上記の① イ又はウに掲げる危険物を積載していた船舶で、当該危険物を荷卸し後、ガス検定を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、その危険物を積載しているものとみなす。

2 国際 VHF の聴守と連絡

【国際 VHF の聴守】

- (1) **国際 VHF ch16 を必ず聴守し、呼出しがあれば必ず応答**すること。
 ch16 の使用については、呼出し及び応答のみの使用とし、実際の通信にあたっては、他の通信用チャンネルに切り換えて使用すること。
- (2) 混信の防止のため、通信終了時、プレストークスイッチが完全にリセットされていることを確認すること。

呼出名称	呼出・応答	通信用	備考
とうきょうマーチス※	ch16,13	ch12,13,14, 66,69	海上保安庁が行う航路管制等に関する通信
よこはまほあん	ch16	ch12	海上保安庁が行う安全に関する通信
よこはまポートラジオ	ch16	ch07,11, 12, 14, 18, 19, 20, 64	横浜市港湾局・川崎市港湾局（港湾管理者）が行う港務通信 * ch12, 14 は海上保安庁との共通チャンネルである。

※① 横浜航路を航行する船舶は、呼出及び応答の後に「よこはま」を付けること。

② 鶴見航路・川崎航路を通航する船舶は、呼出及び応答の後に「かわさき」を付けること。

■ 新本牧ふ頭建設工事に伴う国際 VHF による情報提供

新本牧ふ頭建設工事では、「航行安全管理事務所」を設置し、工事作業の情報提供のほか、工事用船と一般船舶の動静監視を行い、双方が安全かつ安心して航行が出来るよう国際 VHF による情報提供業務を行います。

呼出名称	呼出・応答	通信用	備考
とうかいぼうよこはま	ch16	ch12,13	工事船舶の動静、工事、作業状況、その他船舶の安全に関する通信

【船舶動静の連絡】

横浜港に入出港する時は「よこはまポータルラジオ」を、国際 VHF (ch16) で呼出し、以下の要領で船舶動静の連絡を行うこと。

区分	連絡時期	本船からの 通報事項	本船への情報提供 ・確認事項	
入 港	事前通報	①No-Pilot 船 (横浜港外 3H 前)	<ul style="list-style-type: none"> 港外到着予定時刻 (ETA) LOA 確認 (初入港船) バース予定、着舷側 (船席指定) パイロット情報 タグボート情報 スラスター状況 (必要な場合) 航路管制情報 入港経路案内 (中ノ瀬航路経由) 通過地点通報要請 (必要な場合) 気象情報 (風向・風速等) 	
		②Pilot 要請船 (BayPilot 乗船後)		
		③東京湾内他港出 港船(他港出港後)		
	通過地点 通報 (必要に応 じて)	①浦賀水道航路 1 番ブイ通過	<ul style="list-style-type: none"> 通過地点通過時刻 	<ul style="list-style-type: none"> ETA 確認
		②浦賀水道航路 6 番ブイ通過	<ul style="list-style-type: none"> 通過地点通過時刻 正確な航路入港到 着時刻 	<ul style="list-style-type: none"> バース情報 航路管制情報 タグボート情報
		③中ノ瀬航路 7 号灯標通過		
	入港通報	①港外到着時 (直行バース船)	<ul style="list-style-type: none"> 港外到着時刻 (スタート時) 	<ul style="list-style-type: none"> バース受入れ情報 進路信号旗表示案内 タグボート情報 航路管制情報 他船情報
		②港外アンカー時	<ul style="list-style-type: none"> 錨地指定/変更依 頼 投錨時刻 位置通報 	<ul style="list-style-type: none"> 新錨地指定 (保安部と連携) バース予定、着舷側 (船席指定) パイロット情報 タグボート情報
	移動通報 (錨地～港内)	①スタート直前 (抜錨開始時)	<ul style="list-style-type: none"> 抜錨開始通報 	<ul style="list-style-type: none"> スタンバイ状況確認 進路信号旗表示確認 スタート予定時間通知 航路管制情報
		②スタート時 (抜錨後)	<ul style="list-style-type: none"> 抜錨終了通報 	<ul style="list-style-type: none"> スタートタイミング連絡 バース受入れ情報 他船動向
着岸通報 (No-Pilot 船)	着岸時	着岸時刻 投錨位置 (方位、投下し た錨鎖伸出量 [節])	<ul style="list-style-type: none"> 離岸前通報を要請 (出港 30 分前通報) 	
出 港	事前通報	①30 分前 (No-Pilot 船)	<ul style="list-style-type: none"> 出港予定時刻 航路管制情報 綱放し、タグ情報 その他港湾情報 シングルアップ通報要請 	
		②シングルアップ 終了時 (No-Pilot 船)	<ul style="list-style-type: none"> シングルアップ通 報 航路管制情報 他船情報 離岸タイミング情報 (No-Pilot 船) 	
		③出港スタンバイ 時 (Pilot 船)	<ul style="list-style-type: none"> 出港スタンバイ通 報 	
	出港通報	離岸時	出港通報	<ul style="list-style-type: none"> 他船情報
その他	適宜		工事関連情報等	

※出港・事前通報時、よこはまポータルラジオから受ける「離岸タイミング情報」の厳守をお願いします。

3 海図の整備

横浜港への入港のために最低必要とされる次の海図について、**最新の海図もしくは改補された海図を必ず備える**こと。

仕向港	必要な海図〔海図番号〕
横浜港	東京湾中部〔W1062号〕、横浜〔W66号〕、川崎〔W67号〕 ※根岸湾方面に入港する場合は、根岸〔W1085号〕も必要となる。

4 港則法及び同施行規則（横浜港に関する内容を一部抜粋）

【錨地】

総トン数 500 トン以上の船舶は、港内に停泊しようとするときは、けい留施設にけい留する場合の外、港長から錨泊すべき場所の指定を受けなければならない。（港則法第 5 条第 2 項）

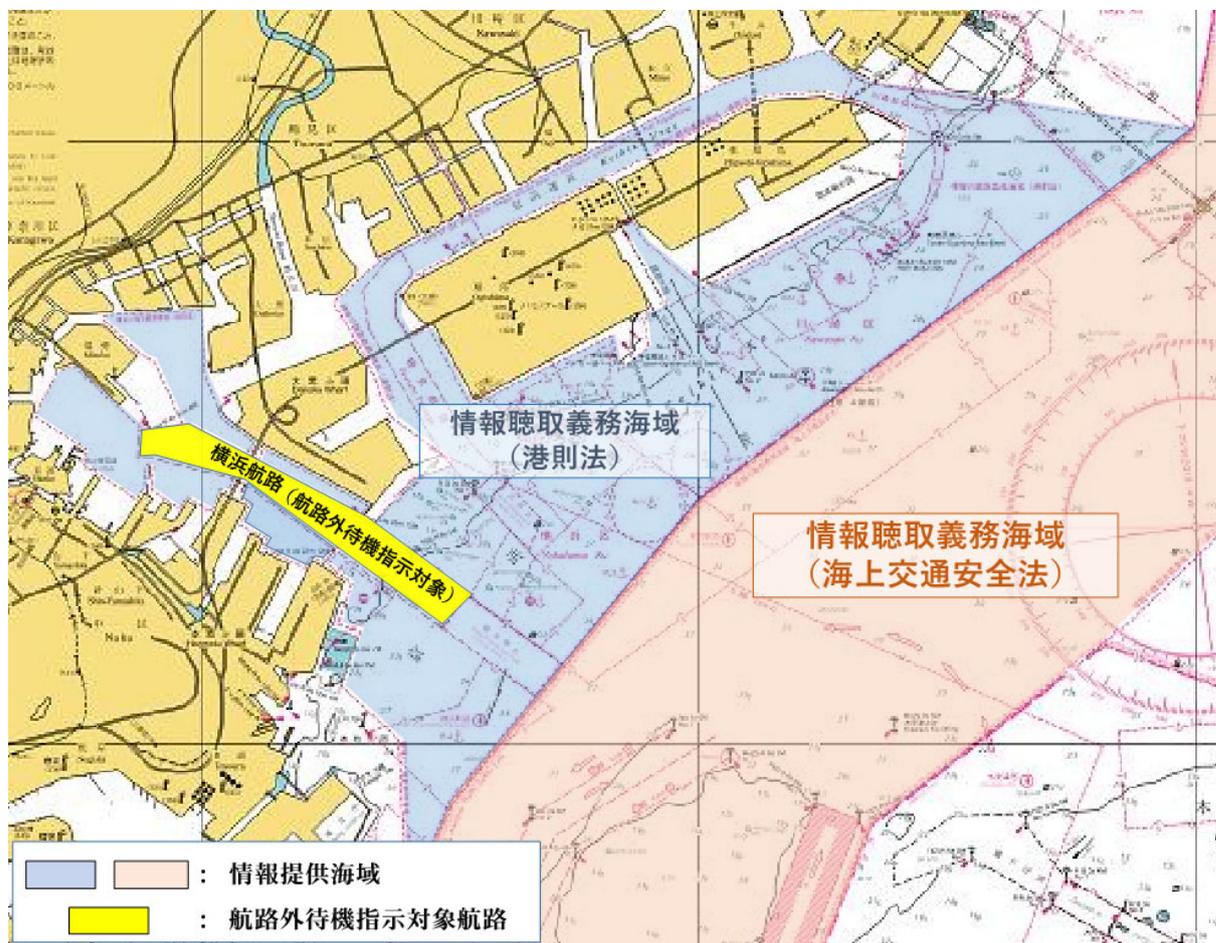
【航路及び航法】

- ① 汽艇等以外の船舶は、港内に入出、又は港内を通過するには、航路によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。（港則法第 11 条）
- ② 船舶は航路内においては、次の場合を除いては、投錨し、又は曳航している船舶を放してはならない。（港則法第 12 条）
 - ・海難を避けようとするとき。
 - ・運転の自由を失ったとき。
 - ・人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- ③ 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。（港則法第 13 条第 1 項）
- ④ 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。（港則法第 13 条第 2 項）
- ⑤ 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。（港則法第 13 条第 3 項）
- ⑥ 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。（港則法第 13 条第 4 項）
- ⑦ 港長は、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。（港則法第 14 条）
- ⑧ 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。（港則法第 15 条）

- ⑨ 船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。（港則法第 16 条第 1 項）
- ⑩ 船舶は、港内においては、防波堤、埠頭その他の工作物の突端又は停泊船舶を右舷に見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左舷に見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。（港則法第 17 条）
- ⑪ 汽艇等は、港内においては、汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。
（港則法第 18 条第 1 項）
- ⑫ 小型船（総トン数 500 トン以下の船舶であつて汽艇等以外のもの）は、港内においては、小型船及び汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。（港則法第 18 条第 2 項）
- ⑬ 小型船及び汽艇等以外の船舶は、港内を航行するときは、国際信号旗数字旗 1 をマストに見やすいように掲げなければならない。（港則法第 18 条第 3 項）
- ⑭ 航路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。（港則法第 38 条第 1 項）

【港長が提供する情報の聴取】

特定船舶（京浜港にあっては、総トン数 500 トンを超える船舶）は、情報の聴取義務海域を航行している間は港長が国際 VHF 無線電話で提供する情報を聴取しなければならない。（港則法第 41 条第 2 項及び同施行規則第 20 条の 3 第 2 項）



(海上保安庁提供 注) 航海に使用しないこと)

【航法の遵守及び危険の防止のための勧告】

港長は、特定船舶（京浜港にあっては、総トン数 500 トンを超える船舶）が、情報の聴取義務海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生じるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するために必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。（港則法第 42 条第 1 項）

【事前の通報】

- ① 長さ 160m（油送船にあっては総トン数 1,000 トン）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航しようとするときは航路入口付近に達する予定時刻を、出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長（東京

湾海上交通センター)に通報しなければならない。(港則法施行規則第29条第5項)

- ② 総トン数1,000トン以上の船舶は、鶴見航路を航行して入航しようとするときは、航路入口付近に達する予定時刻を、横浜第4区において移動し又は鶴見航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長(東京湾海上交通センター)に通報しなければならない。(港則法施行規則第29条第4項)

※上記通報先

*東京湾海上交通センター TEL045-225-9152 (VHFによる通報も可能)

なお、この通報は横浜港埠頭株式会社(横浜市港湾局)に通報した場合には、一括して港長(東京湾海上交通センター)に通報される。

*横浜港埠頭株式会社(横浜市港湾局) TEL045-521-8080 Fax045-521-8081

*川崎市港湾局 TEL044-287-6033 Fax044-270-5501

*よこはまポータルラジオ TEL045-510-2345 Fax045-510-2346

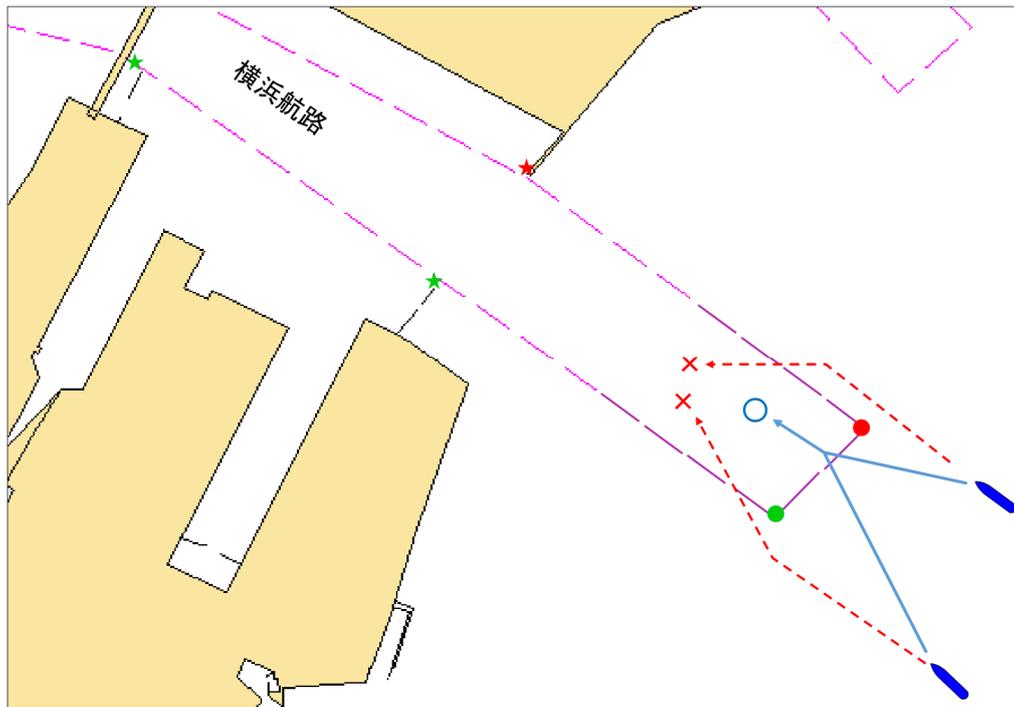
5 航法に関する法令の遵守

横浜港に入港する場合には、「9 航路管制（横浜航路、鶴見航路）」のとおり、管制信号を遵守するとともに、港則法に定める航法を遵守し、安全に入港すること。

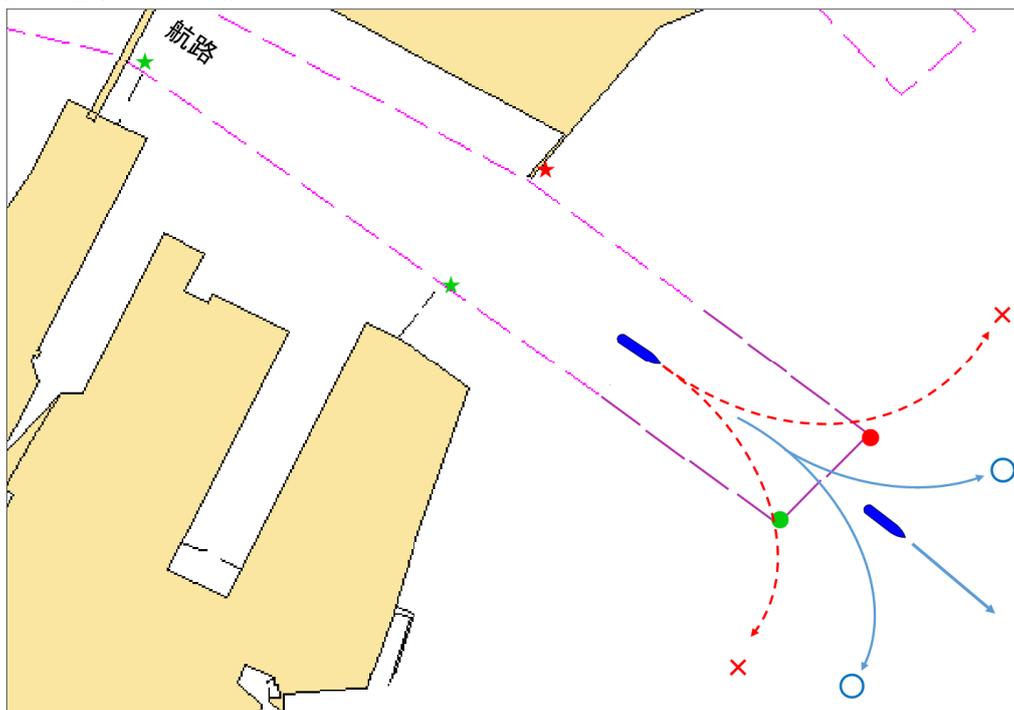
(1) やむを得ない場合を除き、航路を航行すること。 (港則法第11条関連)

【不適切な事例】

航路途中からの入航

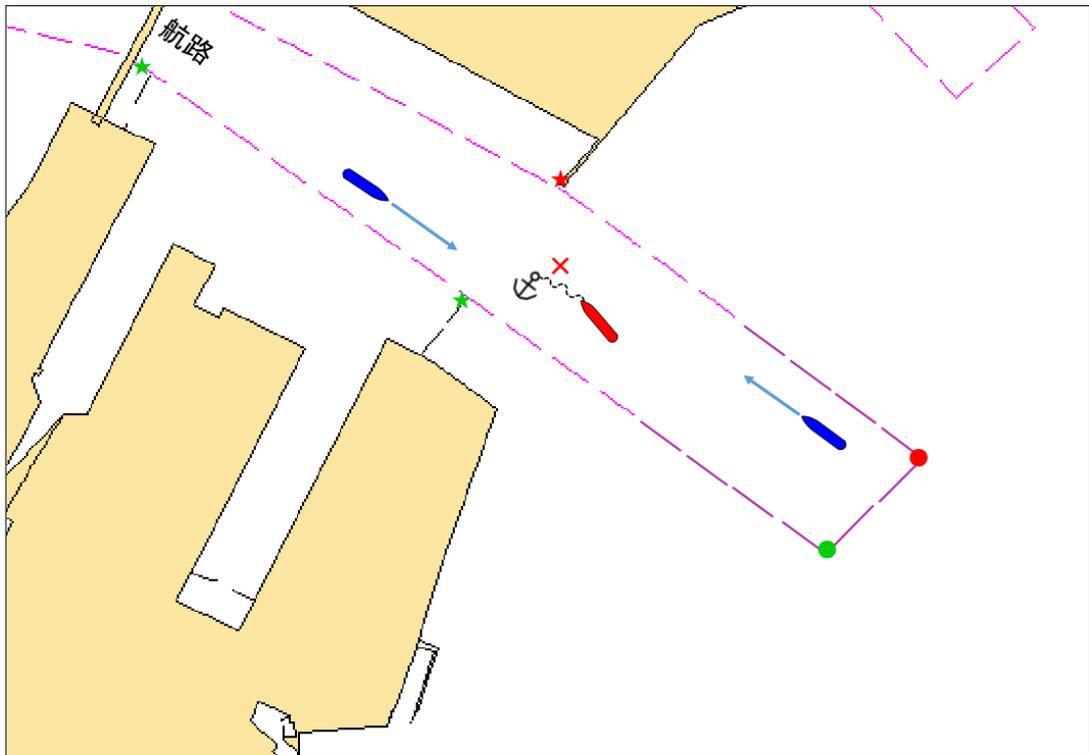


航路途中からの出航



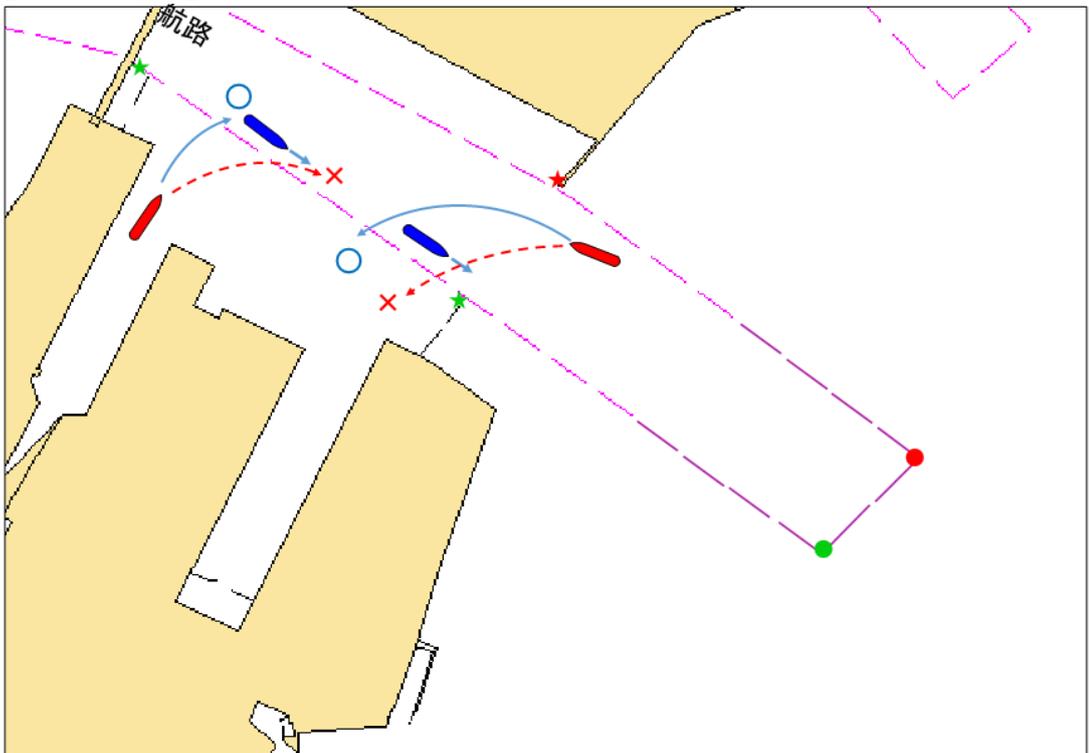
(2) やむを得ない場合を除き、航路内で投錨をしないこと。 (港則法第12条関連)

【不適切な事例】



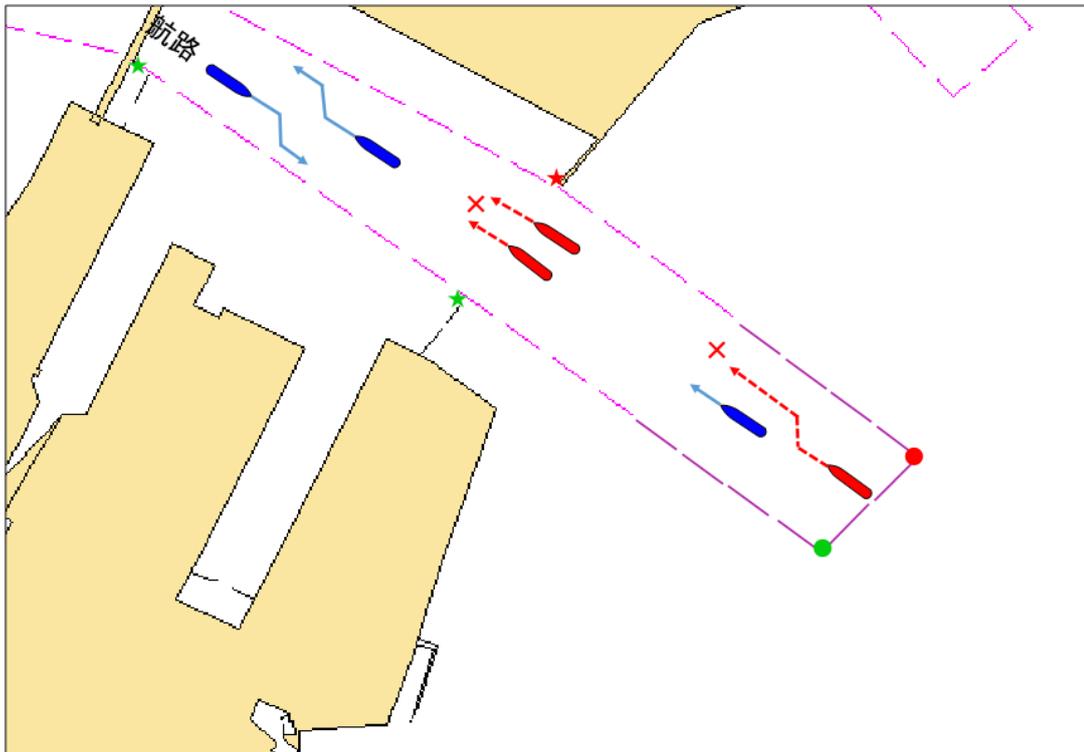
(3) 航路外から航路に入り、または航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けること。 (港則法第13条関連)

【不適切な事例】



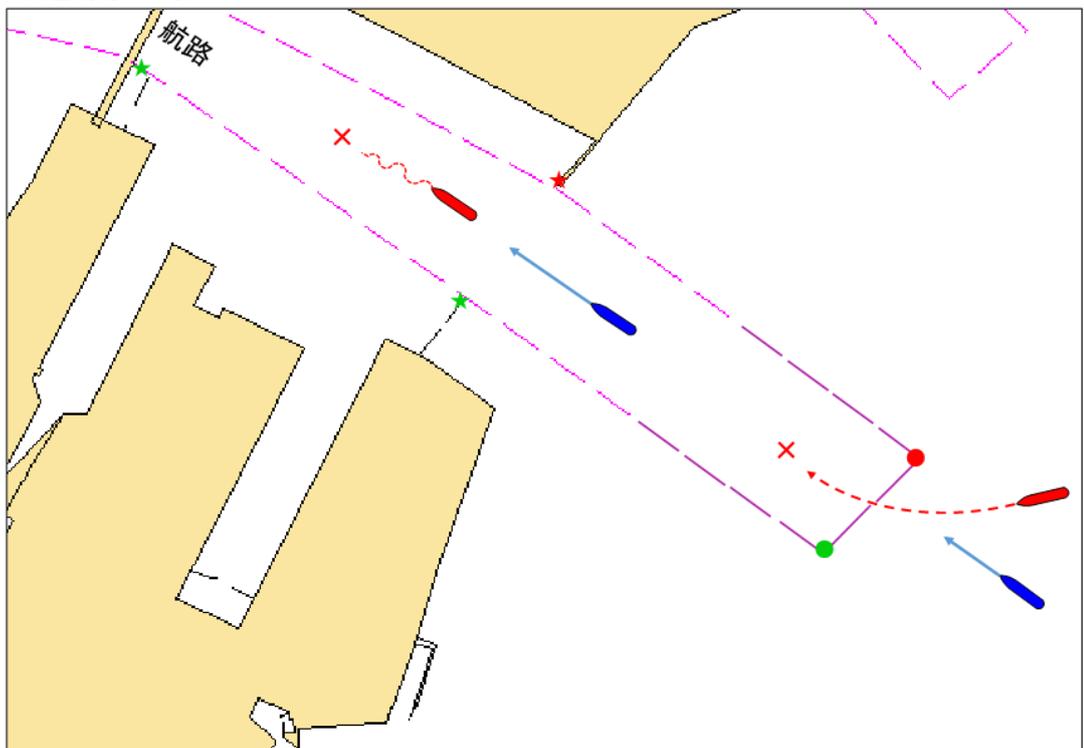
- (4) 航路内では、並列で航行しないこと。他の船舶と行き会うときは、右側を航行すること。また、他の船舶を追い越さないこと。
(港則法第13条関連)

【不適切な事例】



- (5) 法令に定めのあるもののほか、航路入口付近での前方割り込みや航路内での急減速、停止及び停留などの他船に危険を及ぼす行為をしないこと。

【不適切な事例】



6 錨地

錨地の指定を受けた船舶は、正確な位置に投錨すること。

京浜港（横浜区・川崎区）における
危険物積載船及び一般船舶の錨地



* 注意事項 *

1. 総トン数 10,000 トン以上又は全長 150m 以上の船舶は大型船用錨地に、未滿の船舶は小・中型船用錨地に錨泊するよう区分しています。
2. 総トン数 500 トン未滿の船舶については、シーパースが存在する上図の青色に塗られた区分を避けて、小・中型船用の K1、K2、N1、N2 及び N3 錨地に錨泊するようお願いします。
3. Y1 錨地は、混雑傾向にあり、錨地指定を受けた船舶が錨泊できない状況が頻繁に発生しているため、錨泊場所の分散化にご協力をお願いします。

4. 錨泊する船舶は、

- (1) 最新の気象海象情報の入手（海上安全情報の活用）
- (2) 国際 VHF（ch16）の常時聴守、AIS の作動維持
- (3) 常時適切な見張り（自船及び他船の走錨監視等）
- (4) 海上施設、他船、陸岸との十分な距離の確保
- (5) 十分な錨鎖の使用
- (6) 状況に応じ錨泊中止、ちちゅう航法等
- (7) 機関のスタンバイと乗組員の即応体制（気象悪化の恐れがあるとき）

を行い、走錨などによる海難の防止に努めるようお願いします。

* 特に風の影響を受けやすい自動車専用運搬船及びコンテナ船の錨泊にあつては、走錨を考慮した体制の確保に万全を期すようお願いします。

お問い合わせ先

横浜海上保安部 TEL045-201-8180

川崎海上保安署 TEL044-266-0118

小、中型船用錨地の区域

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
K1	危険物積載タンカー以外の船用	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 29' 23" N 139° 47' 56" E の地点 ロ 35° 28' 50" N 139° 48' 33" E の地点 ハ 35° 27' 15" N 139° 48' 33" E の地点 ニ 35° 27' 56" N 139° 48' 01" E の地点 ホ 35° 28' 33" N 139° 47' 28" E の地点
K2	一般貨物船、一般タンカー用	次のイ地点からニ地点を順次結んだ線及びニ地点からホ地点までは検疫錨地外周に沿った線並びにホ地点からト地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 29' 35" N 139° 46' 58" E の地点 ロ 35° 29' 24" N 139° 47' 06" E の地点 ハ 35° 29' 11" N 139° 46' 37" E の地点 ニ 35° 29' 00" N 139° 46' 44" E の地点 ホ 35° 28' 39" N 139° 46' 36" E の地点 ヘ 35° 28' 33" N 139° 46' 23" E の地点 ト 35° 29' 09" N 139° 45' 59" E の地点
Y1	危険物積載タンカー以外の船用	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 26' 49" N 139° 41' 44" E の地点 ロ 35° 27' 11" N 139° 42' 07" E の地点 ハ 35° 27' 19" N 139° 42' 31" E の地点 ニ 35° 26' 33" N 139° 43' 22" E の地点 ホ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点
Y2	危険物積載タンカー以外の船用	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 27' 10" N 139° 43' 17" E の地点 ロ 35° 27' 34" N 139° 43' 53" E の地点 ハ 35° 27' 54" N 139° 44' 05" E の地点 ニ 35° 27' 23" N 139° 44' 27" E の地点 ホ 35° 26' 48" N 139° 43' 42" E の地点
N1	一般貨物船用	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 23' 20" N 139° 39' 16" E の地点 ロ 35° 23' 41" N 139° 39' 48" E の地点 ハ 35° 23' 21" N 139° 40' 06" E の地点 ニ 35° 23' 01" N 139° 39' 36" E の地点
N2	一般貨物船用	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 22' 48" N 139° 39' 38" E の地点 ロ 35° 23' 16" N 139° 40' 20" E の地点 ハ 35° 23' 00" N 139° 40' 41" E の地点 ニ 35° 22' 31" N 139° 39' 58" E の地点
N3	危険物積載タンカー、一般タンカー用	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 22' 43" N 139° 39' 30" E の地点 ロ 35° 22' 48" N 139° 39' 38" E の地点 ハ 35° 22' 31" N 139° 39' 58" E の地点 ニ 35° 23' 00" N 139° 40' 41" E の地点 ホ 35° 22' 46" N 139° 40' 59" E の地点 ヘ 35° 22' 36" N 139° 40' 48" E の地点 ト 35° 21' 48" N 139° 40' 39" E の地点 チ 35° 21' 54" N 139° 39' 36" E の地点 リ 35° 21' 35" N 139° 39' 04" E の地点
KK1	危険物積載タンカー用	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 29' 09" N 139° 45' 59" E の地点 ロ 35° 28' 33" N 139° 46' 23" E の地点 ハ 35° 28' 21" N 139° 45' 56" E の地点 ニ 35° 28' 50" N 139° 45' 16" E の地点

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
KK2	危険物積載タンカー用（予備錨地）	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 28' 25" N 139° 45' 01" E の地点 ロ 35° 28' 33" N 139° 45' 14" E の地点 ハ 35° 28' 07" N 139° 45' 38" E の地点 ニ 35° 28' 00" N 139° 45' 25" E の地点
YK1	危険物積載タンカー用	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 27' 55" N 139° 43' 12" E の地点 ロ 35° 28' 19" N 139° 44' 08" E の地点 ハ 35° 27' 54" N 139° 44' 05" E の地点 ニ 35° 27' 34" N 139° 43' 53" E の地点
YK2	危険物積載タンカー用（予備錨地）	35° 27' 38" N 139° 43' 31" Eの地点を中心とする 半径200mの円内海面
YK3	危険物積載タンカー用（予備錨地）	35° 27' 31" N 139° 43' 19" Eの地点を中心とする 半径170mの円内海面

大型船用錨地の位置及び区域

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
KL	大型船用（VLCC等以外）	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 27' 03" N 139° 45' 02" E の地点 ロ 35° 28' 33" N 139° 47' 28" E の地点 ハ 35° 27' 56" N 139° 48' 01" E の地点 ニ 35° 26' 36" N 139° 45' 47" E の地点
YL1	大型船用 （VLCC等の優先錨地 YL3と併用）	35° 26' 59" N 139° 44' 29" Eの地点を中心とする 半径575mの円内海面
YL3	大型船用（VLCC等以外）	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点 ロ 35° 26' 33" N 139° 43' 22" E の地点 ハ 35° 26' 48" N 139° 43' 42" E の地点 ニ 35° 27' 23" N 139° 44' 27" E の地点 ホ 35° 26' 36" N 139° 45' 47" E の地点 ヘ 35° 25' 30" N 139° 43' 54" E の地点
YL4	大型船用（VLCC等以外）	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 25' 06" N 139° 41' 43" E の地点 ロ 35° 25' 19" N 139° 42' 36" E の地点 ハ 35° 25' 43" N 139° 42' 51" E の地点 ニ 35° 25' 17" N 139° 43' 32" E の地点 ホ 35° 24' 58" N 139° 42' 57" E の地点 ヘ 35° 24' 27" N 139° 42' 30" E の地点
YL5	大型船用（VLCC等以外）	次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 23' 29" N 139° 40' 59" E の地点 ロ 35° 23' 57" N 139° 41' 33" E の地点 ハ 35° 24' 30" N 139° 41' 53" E の地点 ニ 35° 24' 08" N 139° 42' 19" E の地点 ホ 35° 22' 56" N 139° 41' 41" E の地点

その他の船用錨地の位置及び区域

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
ON	沖荷役船用	35° 27' 22" N 139° 45' 01" Eの地点を中心とする 半径450mの円内海面
N4	沖荷役船用	35° 22' 29" N 139° 41' 06" Eの地点を中心とする 半径450mの円内海面
NR	タンククリーニング船用 ・ *バンカリング等船用	35° 21' 52" N 139° 41' 08" Eの地点を中心とする 半径650mの円内海面

*NR 錨地でもバンカリング等を目的とする船舶の使用が可能です。

7 タグボートの使用

水先人を要請せず入港する船舶は厳守事項を参照の上、タグラインをとり、トランシーバーを受け取ること。タグの号令用語により連絡をとること。

(1) 水先人を要請せずに横浜港に入出港する船舶がタグボートをとる場合の厳守事項

当該船舶は、原則として以下の方法によりタグラインを取り、本船速力 6 ノット未満でトランシーバーを受け取ること。

① 横浜航路又は鶴見航路から入港する場合

本船が横浜航路・鶴見航路に向かってゆっくり進むと、タグボート待機場所（次頁）で、タグボートが本船に近づくので、トランシーバーを受け取り、タグラインの取り付けを指示すること。

着岸後、トランシーバーをタグボートに渡す（返却する）こと。

② 出港時の場合

離岸前にタグボートから受け取ったトランシーバーは、離岸後、適宜タグラインを外し、タグボートに渡す（返却する）こと。

タグボート主機出力使用区分

出力使用区分	主機負荷 (%)	曳引力 (トン) 後進	
		3600 馬力	4000 馬力
OMEGA	半クラッチ	6	7
DEAD SLOW	25	13	14
SLOW	50	23	28
HALF	75	33	38
FULL	100	43	48
MAX FULL	110	47	52

※回頭時の安全速力

後進回頭時、船尾を押し引きする場合…………… 2 ノット以内

前進回頭時、船首を押し引きする場合…………… 3～4 ノット以内

(2) タグボート待機場所



【タグボート待機場所】

A 海域：次の船舶のためのタグボートの待機海域（横浜航路第 1 号灯標から 145 度 1.5 海里の地点を中心とする半径 1 海里の円内の海域）

※ただし、新本牧ふ頭建設工事施工海域を除く。

- ・浦賀水道航路を出航し、中ノ瀬西方海域を経由して横浜航路から入港する船舶

B 海域：次の船舶のためのタグボートの待機海域（横浜大黒防波堤東灯台から 120 度 2 海里の地点を中心とする半径 1 海里の円内の海域）

- ・浦賀水道航路を出航し、中ノ瀬航路を経由して横浜航路又は鶴見航路から入港する船舶
- ・東京、川崎又は千葉方面から航行して横浜航路又は鶴見航路から入港する船舶

(3) 交信時に必要な言葉／単語（例）集

- 横浜港のタグボートでは、時計の時間で方向を示します。
- タグボートに指示を出す時は、はじめに必ずタグボートの船名を呼び、指示を出すこと。
- 着岸時、岸壁前約 10m に近づいた時は、安全のため、タグボートにその旨を伝えること。
- タグボートに現在行っている動作を変更させる場合（例えば「押せ」を「引け」に変更する等）には、必ず「停止」又は「ストップ」を合してから新しい動作を令すること。

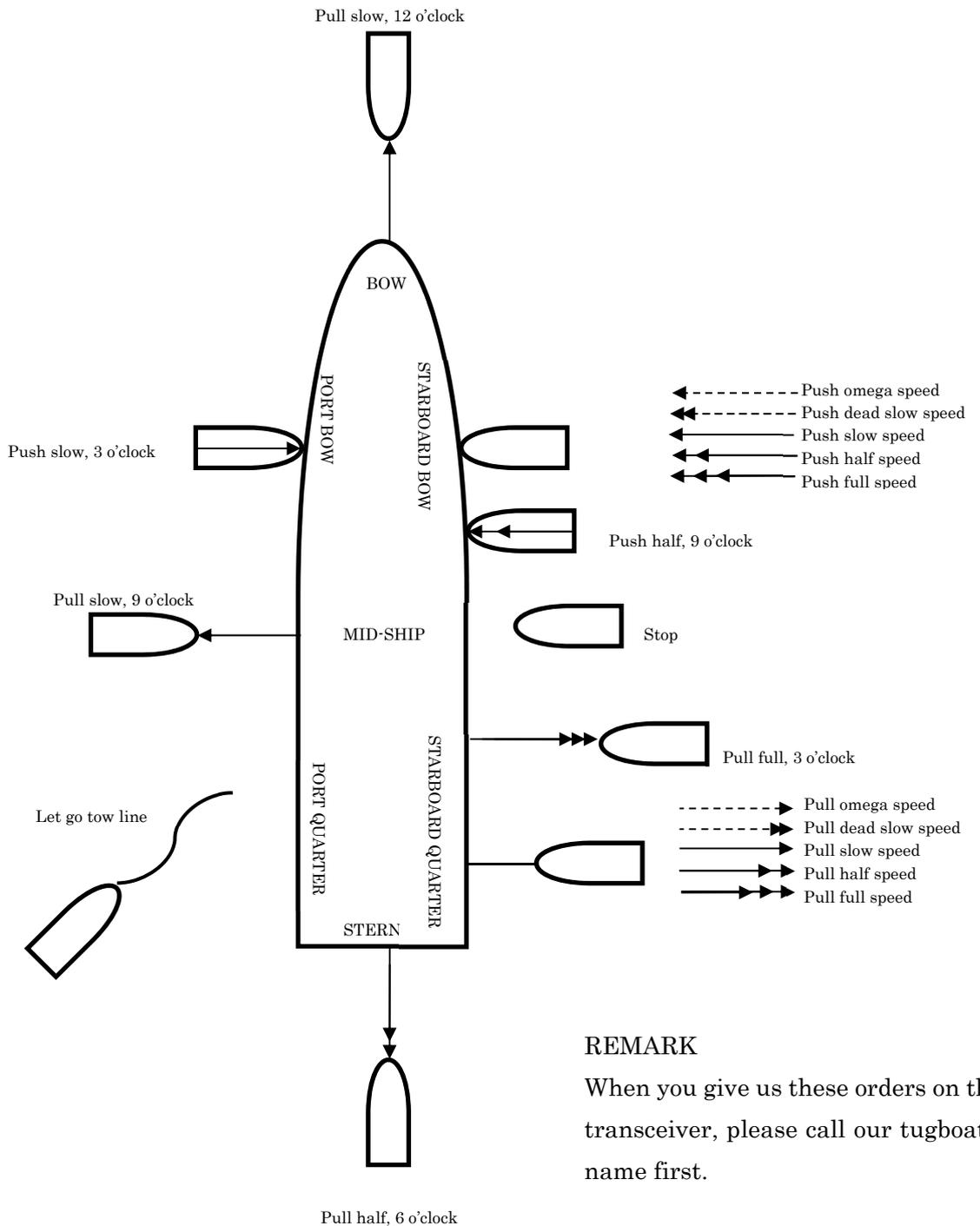
ENGLISH	JAPANESE
STOP	ストップ
REPLY TO ANSWER	応答せよ
Stand by for PUSHING	押す用意 (TUG 返答 : Ready for PUSHING)
PUSH	押せ
PUSH OMEGA(SPEED)	オメガ (半クラッチ) で押せ
PUSH DEAD SLOW(SPEED)	デッドスロー (極微速) で押せ
PUSH SLOW(SPEED)	スロー (微速) で押せ
PUSH HALF(SPEED)	ハーフ (半速) で押せ
PUSH FULL(SPEED)	フル (全速) で押せ
KEEP PUSHING	押し続けよ
Stand by for PULLING	引く用意 (TUG 返答 : Ready for PULLING)
PULL	引け
PULL OMEGA(SPEED)	オメガ (半クラッチ) で引け
PULL DEAD SLOW(SPEED)	デッドスロー (極微速) で引け
PULL SLOW(SPEED)	スロー (微速) で引け
PULL HALF(SPEED)	ハーフ (半速) で引け
PULL FULL(SPEED)	フル (全速) で引け
KEEP PULLING	引き続けよ
(DIRECTION)	(方向)
PULL OMEGA 3 O'CLOCK	3時方向へオメガで引け
PULL SLOW 6 O'CLOCK	6時方向へスローで引け
PULL HALF 9 O'CLOCK	9時方向へハーフで引け
PULL FULL 12 O'CLOCK	12時方向へフルで引け
PUSH OMEGA 3 O'CLOCK	3時方向へオメガで押せ
PUSH SLOW 6 O'CLOCK	6時方向へスローで押せ
PUSH HALF 9 O'CLOCK	9時方向へハーフで押せ
PUSH FULL 12 O'CLOCK	12時方向へフルで押せ
KEEP THAT DIRECTION	その方向を保持せよ
DISMISS(COMPLETE)	作業終了
BOW	船首
STERN	船尾
PORT BOW	左舷船首
STARBOARD BOW	右舷船首
PORT QUARTER	左舷船尾
STARBOARD QUARTER	右舷船尾
MID-SHIP	船体中央
LET GO TOW LINE	タグラインを離せ

※ なお、トランシーバー不調時には、直ちに汽笛により短音 4 に引き続き長音 1 を吹鳴して知らせた後、タグボートから予備用トランシーバーを受け取ること。（※タグボートはこの信号を聞いたら、作業を中断します。）

※ トランシーバーは UHF（旧波）のチャンネル 1～3 を使用する。（チャンネルはタグボートより連絡する）

タグボートの指示例

THE SETTLED TERM OF MANEUVERING ORDERS FOR TOWAGE WORK

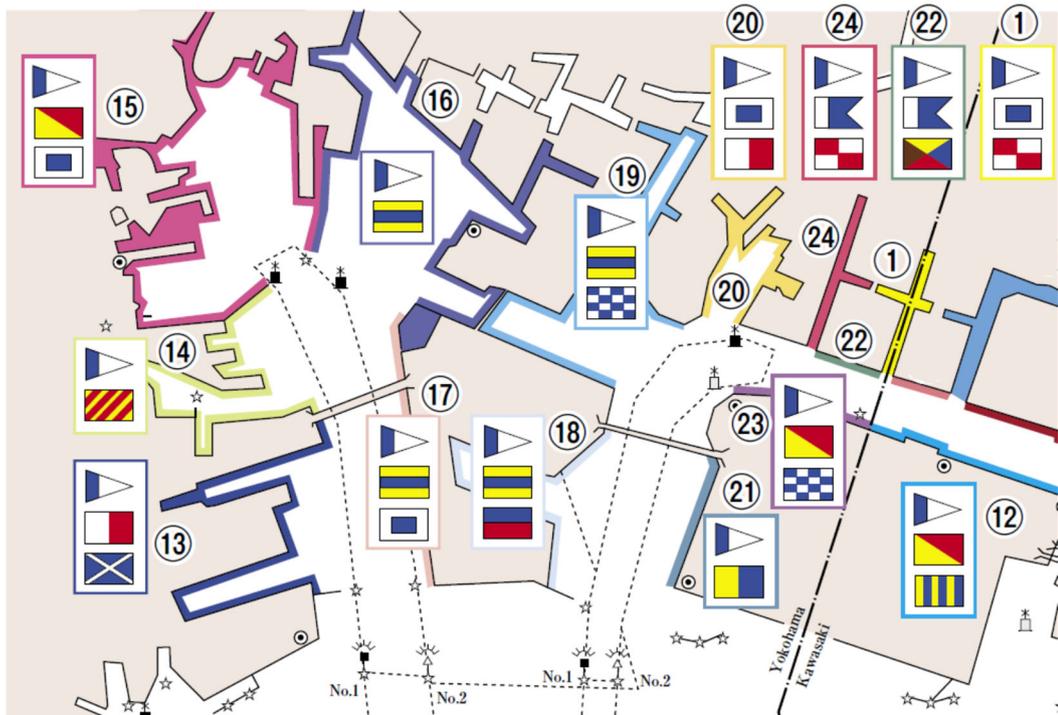


REMARK

When you give us these orders on the transceiver, please call our tugboat's name first.

8 進路表示

横浜港に入港しようとする船舶は、定められた進路信号（信号旗及び AIS の目的地）を表示すること。



港の名称	港コード	港則法規則第 11 条に基づく 進路信号	対応する 港内進路コード	入力例	
京浜	横浜区	JP YOK	⑬ 2代・H・M	HM	>JP YOK HM
			⑭ 2代・Y	Y	>JP YOK Y
			⑮ 2代・O・S	OS	>JP YOK OS
			⑯ 2代・D	D	>JP YOK D
			⑰ 2代・D・S	DS	>JP YOK DS
			⑱ 2代・D・E	DE	>JP YOK DE
			⑲ 2代・D・N	DN	>JP YOK DN
			⑳ 2代・S・H	SH	>JP YOK SH
			㉑ 2代・K	K	>JP YOK K
			㉒ 2代・A・Z	AZ	>JP YOK AZ
			㉓ 2代・O・N	ON	>JP YOK ON
			㉔ 2代・A・U	AU	>JP YOK AU
			① 2代・S・U	SU	>JP YOK SU
			上記以外の目的港内での進路	XX	>JP YOK XX
			* 根岸方面	XX	>JP YOK XX NGI 
* 南本牧方面	XX	>JP YOK XX SHN 			
* 本牧方面	XX	>JP YOK XX HNN 			

横浜海上保安部
TEL 045-201-1671 FAX 045-211-2405

URL: <https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/>

9 航路管制（横浜航路、鶴見航路）

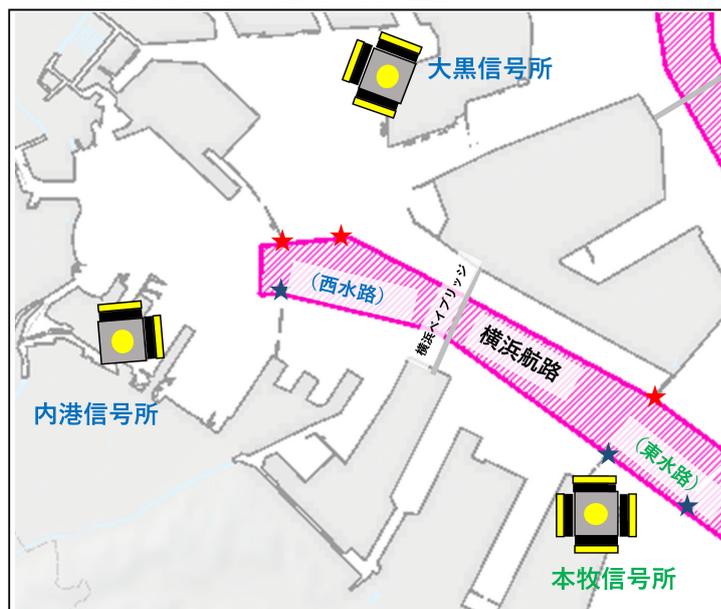
横浜航路及び鶴見航路の管制信号を必ず守ること。

管制信号に従わない場合、港則法違反で罰せられます。

※当該船の入出港時間に遅延が生じた場合に、次の時間帯の船舶への影響を考慮して、遅れた船舶を次の時間帯に調整する場合があります。

（1）横浜航路の管制信号

【横浜航路の信号所位置】



管制船・・・長さ 160m以上（油送船は総トン数 1,000 トン以上）の船舶
 管制対象船・・・長さ 50m以上の船舶（総トン数 500 トン未満は除く。）

*** 横浜航路入出航時間帯基準 ***
 毎時 00 分から 30 分が出航時間帯、毎時 30 分から 00 分が入航時間帯
 ただし、朝の 07 時 30 分から 08 時 30 分の 1 時間は入航時間帯、08 時 30 分から 09 時 30 分の 1 時間は出航時間帯
 また、夕刻の 17 時 00 分から 18 時 00 分の 1 時間は出航時間帯、18 時 00 分から 19 時 00 分の 1 時間は入航時間帯

※ 横浜航路の西水路を航行する船舶は「内港信号所」及び「大黒信号所」の管制信号に従うこと。
 ※ 横浜航路の東水路を航行する船舶は「本牧信号所」の管制信号に従うこと。

【横浜航路の管制信号】

信号の方法	信号の名称	意味
I の文字の点滅	入航信号 (IN)	<ul style="list-style-type: none"> 入航船は入航可能。 全長 50m 以上（総トン数 500 トン未満は除く）出航禁止。
O の文字の点滅	出航信号 (OUT)	<ul style="list-style-type: none"> 出航船は出航可能。 全長 50m 以上（総トン数 500 トン未満は除く）入航禁止。
F の文字の点滅	自由信号 (FREE)	<ul style="list-style-type: none"> 全長 160m（油送船は総トン数 1,000 トン）以上入出航禁止。 その他は入出航可能。
X の文字の点灯	禁止信号	<ul style="list-style-type: none"> 港長の指示船以外入出航禁止。
X の文字と次に切かわる信号 (I, O, F) の交互点滅	予告信号	<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行船は航行可能。 航路外にある全長 50m 以上（総トン数 500 トン未満は除く）の船舶は航路内航行船の進路を避けて航路外で待機。 間もなく I, O 又は F の点滅に変わる。
X の文字の点滅		<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行船は航行可能。 航路外にある全船舶は航路内航行船の進路を避けて航路外で待機。 間もなく X の点灯に変わる

※信号は電光表示板に標示するアルファベット文字で行う。

※油送船：原油、液化石油ガス若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏 23 度未満の液体を積載しているもの、又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後、ガス検定を行い、火災若しくは爆発の恐れのないことを船長が確認していないものをいう。（以下同じ）

(2) 鶴見航路の管制信号

【鶴見航路の信号所位置】



【鶴見航路の管制信号】

信号の方法	信号の名称	意味
I の文字の点滅	入航信号 (IN)	<ul style="list-style-type: none"> 入航船は入航可能。 総トン数 1,000 トン以上出航禁止。
O の文字の点滅	出航信号 (OUT)	<ul style="list-style-type: none"> 出航船は出航可能 総トン数 1,000 トン以上入航禁止。
X の文字の点滅		<p>【鶴見航路(南水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南水路内航行中の船舶は入出航可能。 南水路外にある船舶は入出航禁止。但し、北水路から出航中の航行船舶は出航可能。 <p>【鶴見航路(北水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北水路内航行中の船舶は入出航可能。 北水路外にある船舶は入出航禁止。但し、京浜運河第 1 区から出航中の航行船舶は出航可能。
X の文字の点灯	禁止信号	<ul style="list-style-type: none"> 港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止。但し、以下の場合には出航可能。 <p>【鶴見航路(南水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北水路から出航中の航行船舶は出航可能。 <p>【鶴見航路(北水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鶴見信号所の内側信号板が T の点灯又は T の点滅の時は京浜運河第 1 区からの出航船舶は出航可能。

10 横浜航路から入港する船舶の順番

横浜航路の船舶交通が輻輳する時間帯（0600～0900）においては、以下の【横浜航路から入港する船舶の順番を決める方法】に基づき、入港する船舶の順番を前日に決定します。

(1) 決定した順番については、以下のホームページで確認することができます。

○東京湾海上交通センターホームページ 「海上交通情報」→ 横浜航路

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

○横浜市港湾局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/nyuusyukkounotebiki.html>

(2) 当日はよこはまポータルラジオにおいて横浜航路から入港する船舶に対しVHF等により、順番に関する情報を提供します。

(3) 無理な追い越しや割り込みをすることにより、順番に従わない船舶については、東京湾海上交通センターから国際VHF等により指導等の措置をします。

※ 横浜港における船舶の安全航行のため、各船舶は決められた順番どおりに横浜航路に入航すること。

【横浜航路から入港する船舶の順番を決める方法】

以下の方法により、事前に横浜航路から入港する船舶の順番を決定します。

① 地域による優先順位について

横浜航路入口から遠い地域（ふ頭）に着岸する船舶を優先します。



【優先順位】

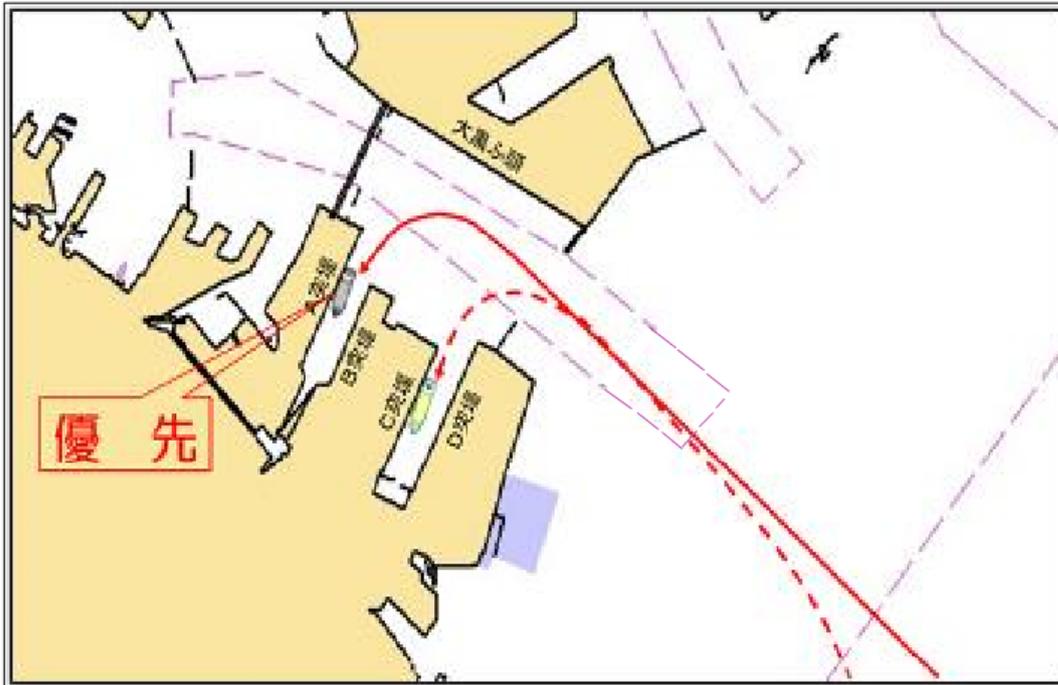
- 1 瑞穂ふ頭等地区
- 2 内港ふ頭地区
- 3 山下ふ頭地区
- 4 大黒ふ頭地区
- 5 本牧ふ頭地区

② 同じ地域（ふ頭）での優先順位について

同じ地域（ふ頭）では、横浜航路入口から遠い岸壁に着岸する船舶を優先します。

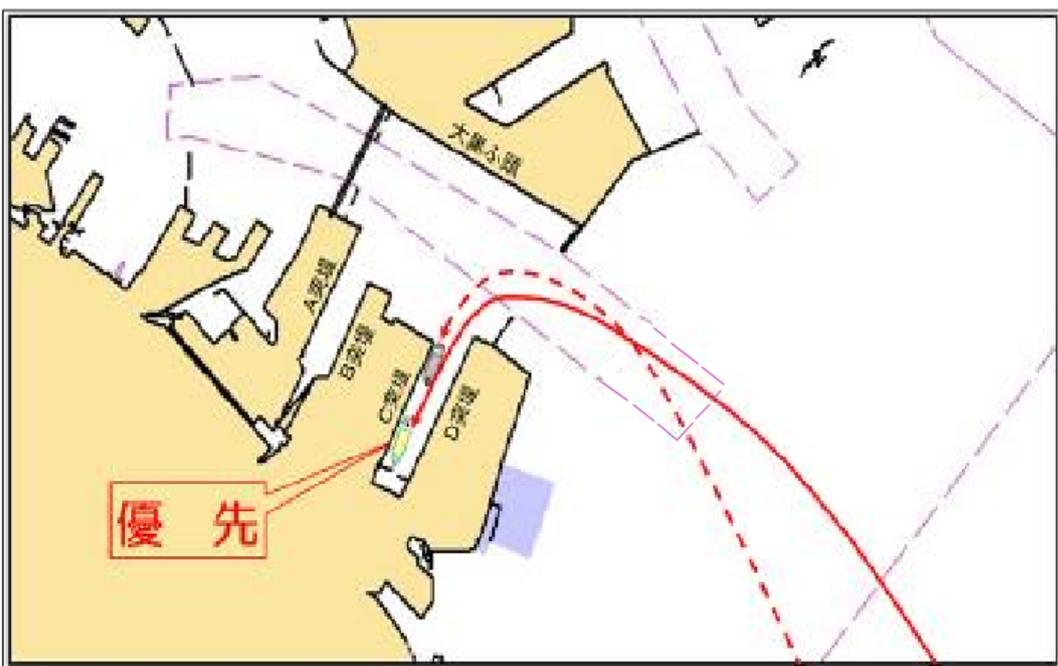
【例1】

本牧ふ頭においては、C突堤よりもA突堤を優先します。



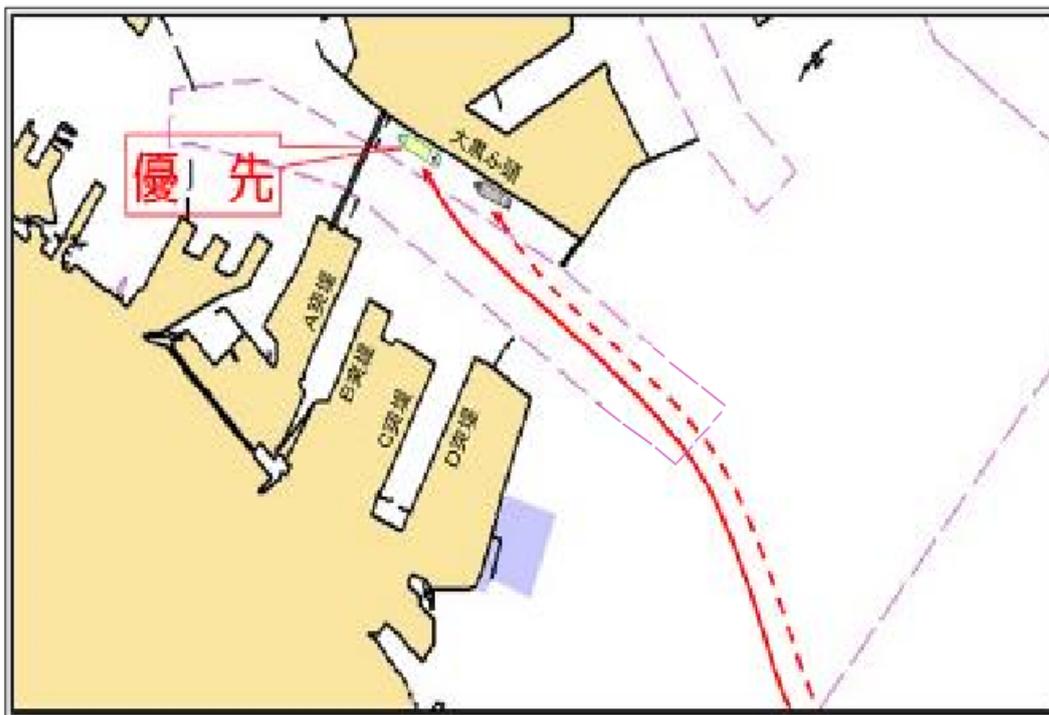
【例2】

本牧ふ頭C突堤の場合は、奥の岸壁に着岸する船舶を優先します。



【例3】

大黒ふ頭においては、奥の岸壁に着岸する船舶を優先します。



③ 優先順位を決定する上での考慮事項について

横浜航路から入港する船舶交通の効率化を図るため、更に次の事項を考慮して順番を決定します。

ア 横浜航路からの入港船舶が集中する7時30分の入港時間帯について

原則として「水先人が乗船する船舶」の横浜航路への入航を優先します。

なお、横浜航路の入港時間帯に入航できる船舶の隻数に制限があります。入港を希望しても入航できない場合があります。

イ 同じ地域（ふ頭）に複数の船舶が着岸する場合の優先順位について

同じ地域（ふ頭）に船舶が連続して着岸することのないように順番を分散します。

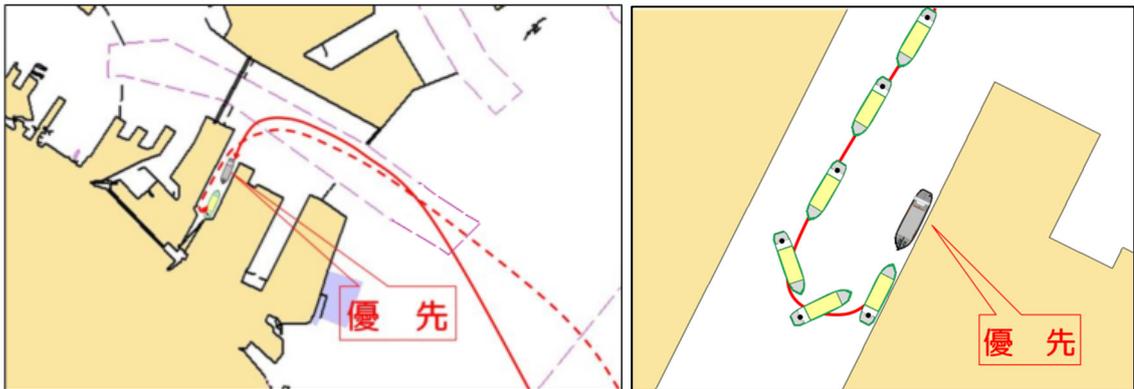
ウ 横浜港外の錨泊船が入航する場合

停滞防止のため速力が上がらない錨泊船よりも航行中の船舶を優先します。



エ 出船着岸（回頭着岸）の船舶が入航する場合

出船着岸（回頭着岸）の船舶よりも入船着岸の船舶を優先します。



オ はめ込み着岸の抑止

着岸中の船舶と船舶の間の岸壁への着岸（はめ込み着岸）とならない順番とします。



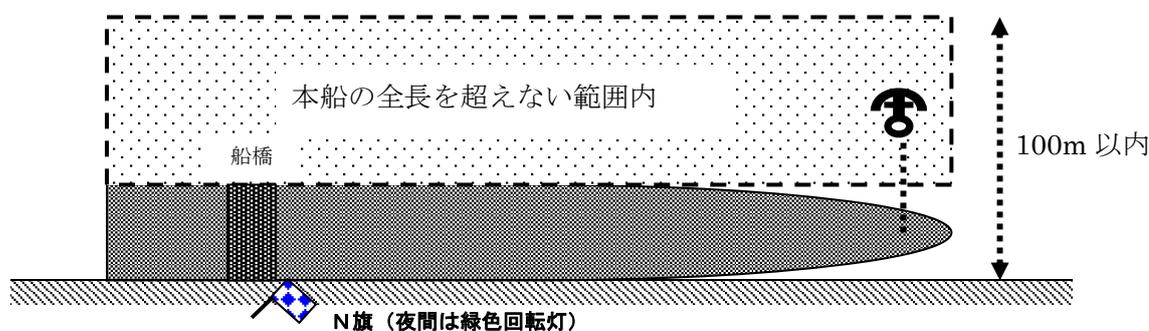
11 着岸及びけい留等に関する注意事項

(1) けい留の方法

- ① 着岸時は原則として入船向きにけい留し、指定した位置(N旗・夜間は緑色回転灯など)に船橋が相對するように立会人の指示に従って着岸させること。
- ② 投錨する場合は、他船の着離岸の妨げになるような位置に投錨しないこと。
- ③ 港湾施設を破損させるような着離岸操船をしないこと。

投錨の際の注意事項

- 投錨可能範囲は以下の通りとする。
 - ・前後方向：本船の船首から船尾までの間
 - ・左右方向：岸壁から100m以内
- 錨鎖伸出量は3~4節(75m~100m)程度までとする。
- 出港時の操船を考慮した錨鎖方向となるようにする。



(2) けい留中の遵守事項

- ① 火災その他により、他と危害を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、すみやかに離岸その他の適当な措置をすること。
- ② 天候不穏のおそれがあるときは、あらかじめ適当な措置をして、いつでも避難できる準備をすること。
- ③ 不要となった船具、荷役用具、廃油、灰じん、その他船内において生じた廃棄物を岸壁又は海中に投棄しないこと。

(3) 気象海象の把握

船舶の安全運航のため、けい留中はもとより、入出港時においても船舶の運航者、港湾関係者にとっては、テレビ・ラジオ・インターネット等から気象海象情報の入手に努め、適切に「タグボート」を要請すること。

※港長からは台風来襲時における避難勧告のほか、強風時(北寄り15m/s以上、南寄り10m/s以上)には走錨注意情報を発出します。

★海の安全情報

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/kisyuu.html>

(4) その他

- ① 港長（東京湾海上交通センター）及び港湾管理者から指示があればそれに従うこと。
- ② 着岸の際、岸壁等の港湾施設を破損させた船舶の船長は、立会人などが現認書へのサインを求めた場合、指定された箇所へサインすること。

12 京浜港における走錨事故防止対策について

(1) 京浜港（横浜区・川崎区）の走錨事故防止対策として、東京ガス・JERA 扇島 LNG バース及び南本牧はま道路から半径 2 海里の海域のうち、航路及び一部を除く海域を走錨対策強化海域としています。

(2) 荒天時は、港則法第 39 条第 4 項に基づき、第一警戒体制の発出に併せ、走錨対策強化勧告及び錨泊自粛勧告も発出します。

<走錨対策強化勧告>

基準：台風来襲時は、強風域が到達すると予想される場合、台風来襲時以外は風速 20m/s 以上が予想される場合

概要：【勧告】

- ① 国際 VHF16ch の聴取、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出等の走錨事故防止対策を実施すること。
- ② 走錨の早期検知及び早期解消に努め、要すれば機関等を起動し施設への衝突を防止すること。
- ③ 走錨のおそれを認めた場合、走錨初期における転錨、ちちゅう等へ移行すること。

<錨泊自粛勧告>（対象船舶：高乾舷の船舶及び積荷積載率 10%以下の船舶）

基準：台風来襲時は、強風域が到達すると予想される場合、台風来襲時以外は風速 20m/s 以上が予想される場合

概要：【勧告】

- ① 対象船舶は、走錨対策強化海域において錨泊をしないこと。
- ② 走錨対策強化海域において錨泊している対象船舶は区域外へ出域すること。
※適用区域内の航行については制限しない。

(3) 勧告に従っていないことが明らかな船舶に対しては、港則法第 39 条第 3 項に基づき、走錨対策の強化等の命令を行うこととなりますので、以下に示す適切な走錨事故防止対策の確実な実施をお願いします。

《走錨対策の強化対策》

- ★ 最新の気象海象情報の入手
- ★ 国際 VHF（ch 16）の常時聴守、AIS の作動維持
- ★ 常時適切な見張り（自船及び他船の走錨監視等）
- ★ 他船、陸岸との十分な距離の確保
- ★ 十分な錨鎖の使用
- ★ 状況に応じ錨泊中止、ちちゅう航法等
- ★ エンジンのスタンバイと乗組員の即応体制（気象悪化の恐れがあるとき）

東京湾における走錨事故防止対策海域

下図海域においては荒天時に勧告等が発出されますので、実際の勧告内容等に従って下さい。



① 錨泊制限海域 港則法第39条第3項・第4項 ※ 罰則あり

範囲：[東京国際空港]から2海里の範囲（航路及び一部の海域を除く）
基準：台風の接近等により、平均風速20m/s以上が予想される場合
概要：【勧告】① 錨泊制限海域において錨泊をしない
② 錨泊制限海域において錨泊している船舶は海域外へ出域 ※適用海域内の航行については制限しない
【命令】①、②の勧告に従わない場合は、錨泊制限海域からの退去を命令

② 走錨対策強化海域（LNGバース及び南本牧はま道路周辺海域） 港則法第39条第3項・第4項 ※ 罰則あり

範囲：「東京ガス・JERA福島LNGバース」及び「南本牧はま道路」から半径2海里の範囲（航路及び一部の海域を除く）

● 走錨対策強化勧告
基準：強風域が到達すると予想される場合（台風来襲時）、風速20m/s以上が予想される場合（台風来襲時以外）
概要：【勧告】① 国際VHF16ch聴守、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出等の走錨事故防止対策を実施
② 走錨の早期検知及び早期解消に努め、要すれば機関等を起動し施設への衝突を防止
③ 走錨のおそれを認めた場合、走錨初期における転錨、ちちゅう等への移行（段階的かつ多層的に勧告）
【命令】①、②の勧告に従わない場合は、遵守されていない勧告内容を命令

● 錨泊自粛勧告（対象：高乾舷の船舶及び積荷積載率10%以下の船舶）
基準：強風域が到達すると予想される場合（台風来襲時）、風速20m/s以上が予想される場合（台風来襲時以外）
概要：【勧告】① 対象船舶は、走錨対策強化海域において錨泊をしない
② 走錨対策強化海域において錨泊している対象船舶は海域外へ出域
※ 適用海域内の航行については制限しない
【命令】①、②の勧告に従わない場合は、走錨対策強化海域からの退去を命令

③ 走錨対策強化海域（東京湾アクアライン周辺） 海上交通安全法第32条第1項・第2項 ※ 罰則あり

範囲：海ほたる及び風の塔から半径2海里の海上交通安全法適用海域（錨泊制限海域、東京湾アクアライン東水路を除く）
基準：風速20m/s以上が予想される場合
概要：【勧告】① 国際VHF16ch聴守、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出、機関及びスラスターの起動、A I Sの作動維持等、嚴重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾7975t関連施設への衝突を防止
② 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立する
【命令】①、②の勧告に従わない場合は、勧告内容を命令

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/soubyo/index.html>

HPは
L55



- (4) 横浜海上保安部では、荒天時の的確な情報提供及び錨泊船舶の整理・整頓を目的として、京浜港横浜区及び川崎区の港内錨地に避難する総トン数500トン未満（危険物積載船を除く）の錨泊船舶の船長に対して、京浜港長から台風の接近等により第一警戒体制または第二警戒体制の勧告発令中は、以下の項目を電話かFAXにより通報頂くようご協力をお願いします。

通報内容

- 1 船名
- 2 船種
- 3 総トン数
- 4 避難前のバース
- 5 錨泊位置（北緯 東経）
- 6 投錨日時
- 7 船舶電話番号
- 8 信号符字又は船舶番号
- 9 全長
- 10 最大喫水
- 11 AIS 装備の有無
- 12 投錨節数

* 通報は船長にかわって船会社・代理店等からでも差し支えありません

通報方法

【横浜海上保安部】

0 4 5 - 2 0 1 - 1 6 7 1

0 4 5 - 2 0 1 - 8 1 8 0

FAX 0 4 5 - 2 1 1 - 2 4 0 5

横浜港における航行安全対策協議会構成員（順不同）

東京湾水先区水先人会
外国船舶協会
神奈川県船舶代理店協会
日本内航海運組合総連合会
横浜川崎曳船株式会社
全日本海員組合関東地方支部
公益社団法人東京湾海難防止協会
一般社団法人日本船長協会
株式会社東洋信号通信社
川崎市港湾局
横浜市港湾局
第三管区海上保安本部
横浜海上保安部
川崎海上保安署
関東地方整備局
関東運輸局
国土交通省海事局

本手引きは、横浜港における強制水先対象船舶の緩和（平成 27 年 8 月 1 日）に際して開催された「横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに係る航行安全対策協議会」での検討結果を踏まえ、「横浜港入港の手引き」（平成 25 年 8 月 横浜市港湾局）を改訂したものである。

初版 平成 27 年 3 月
第 2 版 平成 27 年 12 月
第 3 版 平成 29 年 4 月
第 4 版 平成 30 年 3 月
第 5 版 令和 2 年 1 月
第 6 版 令和 2 年 9 月
第 7 版 令和 3 年 3 月（*横浜航路第 1 号及び第 2 号灯標再設置にかかる改訂。）
第 8 版 令和 5 年 9 月